



発行 東京都

目次

○消防団の配置定員の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）…

規 則

○式根島港臨港地区の区域の案及び分区の案……………（港湾局離島港湾部管理課）…

○神湊港臨港地区の区域の解除の案……………（同）…

○神湊港臨港地区の分区の解除の案……………（同）…

告 示（選）

○不在者投票管理者を置く施設の指定……………（同）…

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消し……………（同）…

告 示（労）

○地方公営企業等の労働関係に関する法律による労働組合について、職員のうち労働組合法に規定する者の範囲……………（同）…

公 告

○労働委員会規則に基づく公示による交付……………（東京都労働委員会）…

○土地収用法施行令に基づく公示送達（三件）……………（東京都収用委員会）…

規 則

消防団の配置定員の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十三日

●東京都規則第四百三十三号

消防団の配置定員の一部を改正する規則

消防団の配置定員（昭和二十四年東京都規則第百十八号）の一部を次のように改正する。

東京都知事 小 池 百合子

題名を次のように改める。

特別区の消防団員の配置の基準

本則中「特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の下に「（昭和二十四年東京都条例第六十三号）」を加え、「基き」を「基づき」に、「消防団の配置定員」を「特別区の消防団員の配置の基準」に、「通り」を「とおり」に改める。

別表中「配置定員」を「配置の基準」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第千二百七十号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項の規定に基づき式根島港における臨港地区の区域を指定し、及び法第三十九条第一項の規定に基づき当該臨港地区の分区を指定するため、当該臨港地区の区域の案及び当該臨港地区の分区の案を次のとおり告示する。

なお、利害関係人は、法第三十八条第四項の規定に基づき、縦覧期間満了の日までに国土交通大臣に申し出て、当該臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

令和二年十月十三日

式根島港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 臨港地区の区域の案

新島村式根島地内及び地先 一・六六ヘクタール（別図表示のとおり）

二 臨港地区の分区の案

商港区 新島村式根島地内及び地先（別図表示のとおり）

漁港区 同右

三 縦覧場所

新島村役場総務課

新島村本村一丁目一番一号

新島村若郷支所

新島村若郷一番四号

新島村式根島支所

新島村式根島二百五十五番地一号

四 縦覧期間

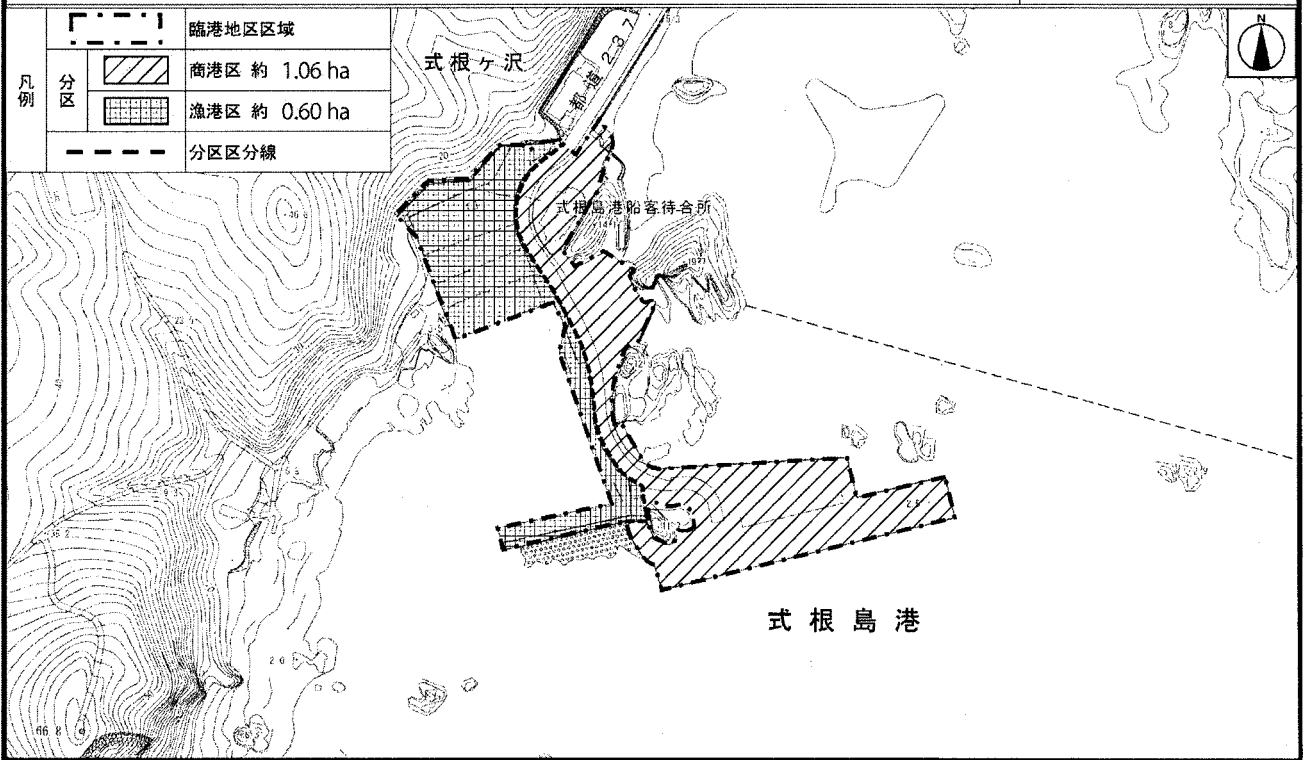
令和二年十月十三日から二週間

五 臨港地区の区域及び分区の指定予定年月日

令和二年十一月二十日

〔別図〕

式根島港臨港地区 予定区域



●東京都告示第千二百七十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定に基づき指定した神湊港の臨港地区について、当該指定を解除するため、当該解除の案を次のとおり告示する。

令和二年十月十三日

神湊港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 臨港地区の区域

八丈島八丈町大字三根字神湊東の一部及び同字底土の一部で次に示す区域

(一) 神湊地区

次の各線と水際線とに囲まれた陸域

イ線 八丈島八丈町大字三根字神湊東製氷工場北側道路基標（以下「道路基標」という。）から二百七十度十メートルの地点まで引いた線

ロ線 イ線の終点から二百五十八度十九メートルの地点まで引いた線

ハ線 ロ線の終点から二百六十七度四十八メートルの地点まで引いた線

ニ線 ハ線の終点から二百五十九度二十六メートルの地点まで引いた線

ホ線 ニ線の終点から二百五十五度三十二メートルの地点まで引いた線

ヘ線 ホ線の終点から二百六十度十三メートルの地点まで引いた線

ト線 ヘ線の終点から三百五十四度海面まで引いた線

チ線 道路基標から百二十一度五メートルの地点

まで引いた線

リ線 千線の終点から百九度三十分三十四メートルの地点まで引いた線

ヌ線 リ線の終点から零度海面まで引いた線

(二) 底土地区

次の各線と水際線とに囲まれた陸域

イ線 八丈島八丈町大字三根字底土官民境界石A点（以下「A境界点」という。）から五度五十九メートルの地点まで引いた線

ロ線 イ線の終点から三百五十三度八メートルの地点まで引いた線

ハ線 ロ線の終点から九十度三メートルの地点まで引いた線

ニ線 ハ線の終点から三百五十四度四十一メートルの地点まで引いた線

ホ線 ニ線の終点から九十度三十分四十四メートルの地点まで引いた線

ヘ線 ホ線の終点から百八十五度十四メートルの地点まで引いた線

ト線 ヘ線の終点から九十度に引いた線

チ線 A境界点から八十二度六メートルの地点まで引いた線

リ線 チ線の終点から百八十四度三十分二十九メートルの地点まで引いた線

ヌ線 リ線の終点から百九十二度三十分四十六メートルの地点まで引いた線

ル線 ヌ線の終点から百七十二度七十三メートルの地点まで引いた線

ヲ線 ル線の終点から九十度に引いた線

二 縦覧場所

八丈町役場企画財政課

八丈町大賀郷二千五百五十一番地二

三 縦覧期間

令和二年十月十三日から二週間

四 解除予定年月日

令和二年十一月十九日

●東京都告示第千二百七十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定に基づき指定した神湊港の臨港地区の分区について、当該指定を解除するため、当該解除の案を次のとおり告示する。

令和二年十月十三日

神湊港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

一 臨港地区の分区

商港区 八丈島八丈町大字三根字神湊東の一部及び同字底土の一部で次に示す区域

(一) 神湊地区

次の各線と水際線とに囲まれた陸域

イ線 八丈島八丈町大字三根字神湊東製氷工場北側道路基標（以下「道路基標」という。）から二百七十度十メートルの地点まで引いた線

ロ線 イ線の終点から二百五十八度十九メートルの地点まで引いた線

ハ線 ロ線の終点から二百六十七度四十八メートルの地点まで引いた線

ニ線 ハ線の終点から二百五十九度二十六メートルの地点まで引いた線

ホ線 ニ線の終点から二百五十五度三十二メートルの地点まで引いた線

(二)

へ線 本線の終点から二百六十度十三メートルの地点まで引いた線

ト線 へ線の終点から三百五十四度海面まで引いた線

チ線 道路基標から百二十一度五メートルの地点まで引いた線

リ線 本線の終点から百九度三十分三十四メートルの地点まで引いた線

ヌ線 リ線の終点から零度海面まで引いた線

底土地区

次の各線と水際線とに囲まれた陸域

イ線 八丈島八丈町大字三根字底土官民境界石A点(以下「A境界点」という。)から五度五十九メートルの地点まで引いた線

ロ線 イ線の終点から三百五十三度八メートルの地点まで引いた線

ハ線 ロ線の終点から九十度三メートルの地点まで引いた線

ニ線 ハ線の終点から三百五十四度四十一メートルの地点まで引いた線

ホ線 ニ線の終点から九十度三十分四十四メートルの地点まで引いた線

ヘ線 ホ線の終点から百八十五度十四メートルの地点まで引いた線

ト線 ヘ線の終点から九十度に引いた線

チ線 A境界点から八十二度六メートルの地点まで引いた線

リ線 チ線の終点から百八十四度三十分二十九メートルの地点まで引いた線

ヌ線 リ線の終点から百九十二度三十分四十六メートルの地点まで引いた線

ル線 ヌ線の終点から百七十二度七十三メートルの地点まで引いた線

告 示 (選)

ヲ線 ル線の終点から九十度に引いた線

二 縦覧場所  
八丈町役場企画財政課

三 縦覧期間  
令和二年十月十三日から二週間

四 解除予定年月日  
令和二年十一月十九日

●東京都選挙管理委員会告示第百二十六号  
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和二年十月十三日

東京都選挙管理委員会

施設 の 名 称 所 在 地

エイジフリー・ライフ文 文京区湯島三丁目二十一番七号 京湯島

SOMPPOケアヴィー 墨田区江東橋五丁目九番一号 錦糸町

サピエンス祖師谷 世田谷区上祖師谷四丁目二十番 十三号

トラストガーデン等々力 世田谷区等々力七丁目二十二番

十二号

ウエルケアガーデン深沢 世田谷区深沢一丁目三十二番十八号

ウエルケアヒルズ馬事公苑 世田谷区上用賀四丁目一番八号

特別養護老人ホームとき 世田谷区下馬二丁目三番十号

わぎ世田谷 世田谷区瀬田四丁目五番五号

介護老人福祉施設ラベニ 世田谷区弦巻三丁目三番十七号

子玉川 世田谷区弦巻三丁目三番十七号

さくらほうむ 世田谷区弦巻三丁目三番十七号

老人短期入所施設さくらほうむ 世田谷区弦巻三丁目三番十七号

特別養護老人ホーム山河 杉並区高井戸東三丁目三十番十三号

特別養護老人ホームサニ 板橋区大原町六番八号

特別養護老人ホーム癒しの里西亀有 葛飾区西亀有三丁目十八番六号

特別養護老人ホーム三鷹 三鷹市大沢四丁目十番五号

げんき 三鷹市大沢四丁目十番五号

ニチイホーム昭島昭和の森 昭島市拜島町四千七十七番地一

医療法人社団幸悠会逸見病院 東村山市萩山町三丁目二十六番十六号

●東京都選挙管理委員会告示第百二十七号  
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)

においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和二年十月十三日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在 地

ファミニユーすみだ文花 墨田区文花三丁目八番二号

有料老人ホーム応援家族 福生市志茂二百九番地一

福生

有料老人ホームそんぼの 羽村市栄町二丁目六番地四

家羽村

告 示 (労)

●東京都労働委員会告示第三号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

令和二年十月十三日

東京都労働委員会

一 地方公営企業の名称 東京都下水道局

二 労働組合の名称 (一) 全水道東京水道労働組合 (二) 東京水道労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所

労働組合法第二条第一号に規定する者

次長、技監及び理事

本局

部長及び担当部長

課長、担当課長及び専門課長

総務部総務課課長代理(秘書担当)、課長代理(秘書事務担当)、課長代理(庶務担当)

課長代理(文書担当)、課長代理(法務担当)及び課長代理(調整担当)

総務部理財課課長代理(財務担当)、課長代理(財政調査担当)、課長代理(予算担当)

課長代理(経営管理担当)、課長代理(政策連携団体担当)及び課長代理(企画担当)

職員部人事課課長代理(庶務担当)、課長代理(人事担当)、課長代理(人事制度担当)、課長代理(服務指導担当)及び課長代理(コンプライアンス推進担当)

職員部労務課課長代理(労務担当)

本部長、部長及び課長

センター長

流域下水道本部

流域下水道本部水再生センター

下水道事務所

水再生センター(森ヶ崎水再生センターを除く。)

森ヶ崎水再生センター

基幹施設再構築事務所

所長、副所長及び課長

所長及び次長

認定年月日 令和二年七月七日

労働委員会規則に基づく公示による交付

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第49条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり公示による交付を行う。

なお、交付すべき書類は、東京都労働委員会事務局審査調整課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和2年10月28日の終了をもって書類の交付があったものとみなされる。

令和2年10月13日

東京都労働委員会

会長 金井康雄

記

1 事件名

都労委平成30年不第11号不当労働行為救済申立事件(ビックアップ住宅販売事件)

2 交付すべき書類

1の事件に関する命令書(決定書)

3 交付を受けるべき者

(1) 申立時の所在地 千代田区神田神保町三丁目2番地

申立人 合同労組かきこみユニオン

執行委員長 桑折 昭信

(2) 申立時の所在地 江東区深川二丁目12番1号

被申立人 ビックアップ住宅販売株式会社

代表取締役 國分 保雄

土地収用法施行令に基づく公示送達

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第2

号

9

1

2

3

4

公 告

令和2年10月13日（火曜日）

東京都公報

(第17195号)

<p>項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。</p> <p>なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和2年11月2日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。</p> <p>令和2年10月13日</p> <p>東京都収用委員会 会長 加々美 光子</p> <p>記</p> <p>1 事件名 平成31年第3号及び平成31年第3号の2 府中都市計画道路事業3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路事業3・3・2号東京八王子線のための土地収用事件</p> <p>2 送達すべき書類 令和2年10月2日付裁決書の正本</p> <p>3 送達を受けるべき者 住所 不明 ただし、土地の登記簿上の住所は、東京都府中市本宿51.95番地</p> <p>氏名 田中 武</p> <p>4 公示送達に係る土地の所在及び地番 東京都府中市西原町三丁目20番16 東京都府中市西原町三丁目20番17</p> <p>5 公示送達に係る掲示の事実 (1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側） (2) 掲示を始めた年月日</p>	<p>令和2年10月13日</p> <p>土地収用法施行令に基づく公示送達</p> <p>土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。</p> <p>なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和2年11月2日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。</p> <p>令和2年10月13日</p> <p>東京都収用委員会 会長 加々美 光子</p> <p>記</p> <p>1 事件名 平成31年第4号及び平成31年第4号の2 府中都市計画道路事業3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路事業3・3・2号東京八王子線のための土地収用事件</p> <p>2 送達すべき書類 令和2年10月2日付裁決書の正本</p> <p>3 送達を受けるべき者 (1) 住所 不明 ただし、土地の登記簿上の住所は、宮城県仙台市御立場町96番地5 氏名 田中 武 (2) 住所 不明 ただし、土地の登記簿上の住所は、東京都新宿区新宿三丁目35番3号</p>	<p>氏名 川村 元</p> <p>4 公示送達に係る土地の所在及び地番 東京都府中市西原町三丁目20番21</p> <p>5 公示送達に係る掲示の事実 (1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板（第一本庁舎1階南側） (2) 掲示を始めた年月日 令和2年10月13日</p> <p>土地収用法施行令に基づく公示送達</p> <p>土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により、下記のとおり公示送達を行う。</p> <p>なお、送達すべき書類は、当委員会事務局審理課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和2年11月2日の終了をもってその書類の送達があったものとみなされる。</p> <p>令和2年10月13日</p> <p>東京都収用委員会 会長 加々美 光子</p> <p>記</p> <p>1 事件名 平成31年第6号及び平成31年第6号の2 府中都市計画道路事業3・2・2の2号東京八王子線及び国立都市計画道路事業3・3・2号東京八王子線のための土地収用事件</p> <p>2 送達すべき書類 令和2年10月2日付裁決書の正本</p>
--	---	---

<p>3 送達を受けるべき者 住所 不明 ただし、土地の登記簿上の住所は、東京都新宿区新宿三丁目35番3号 氏名 川村 元</p> <p>4 公示送達に係る土地の所在及び地番 東京都府中市西原町三丁目22番31</p> <p>5 公示送達に係る掲示の事実 (1) 掲示されている場所 東京都庁内の総務局掲示板 (第一本庁舎 1階南側) (2) 掲示を始めた年月日 令和2年10月13日</p>		
--	--	--

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

